

東方浦村 七 西方浦村 二 余内村 一
 上野村 八 夏御村 七 中筋村 十二
 藤鶴 二 志保村 二 池内村 一
 平及び以入例 之と銘を以てす
 一五二年三月一日出

(第三節)

芳林如友 他人法律の趣旨

海軍労働組合 藤鶴 芳林之友

▼ 芳林如友の他人化を必要とする理由

一、現立の労働者芳林如友の組織は何等も大同小異いこの事柄と
 後理、監督、労働者の人は適宜にありてあるが法律上芳林如友
 と代表し得る者は未だ一人もない。全く新生児無国籍者の様は
 然らばつてゐる。従って如友の莫大の苦勞を単に如友の事柄に
 日(或は労働組合関係)個人若しくは直接関係の他人
 関係の名義に労働関係をし得ない限りは法律上不可解な
 る労働の下に在る。

二、芳林如友の法律の道徳が如く如友の権益から支弁せしめら
 る、以上は法律上労働組合の他の事柄よりして當然如友